

藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務委託仕様書

本業務委託については、藤沢市地域福祉計画の改定に向けた基礎資料を得るためのニーズ把握及び藤沢市独自の取組である「藤沢型地域包括ケアシステム」に係る取組状況の基礎資料を得ることを目的に実施します。

合わせて、藤沢型地域包括ケアシステムの考え方も踏まえ、令和8年度に予定する計画改定の準備を行うことを目的に実施します。

1 業務委託の概要

(1) 地域福祉計画の改定に向けた調査（以下「調査①」という。）

藤沢市地域福祉計画2026（以下「現行計画」という。）について、令和8年度中に改定を行い、新たな計画の策定を行うため、市民の生活実態や意識・意向、ニーズ等を把握し、施策の計画的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施する。

(2) 藤沢型地域包括ケアシステムの評価・検証に係る調査（以下「調査②」という。）

藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けた2025年度に向けたロードマップなどに沿った推進してきた取組について、評価・検証を行うため、市民の生活実態や、意識・意向、ニーズ等を把握し、施策の計画的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とした調査を合わせて実施する。

(3) 次期地域福祉計画の策定に向けた準備支援

上記(1)(2)の調査結果を基に、藤沢型地域包括ケアシステムの考え方を踏まえて令和8年度に次期地域福祉計画の策定を行うにあたり、新計画骨子案の検討・作成を行う。

2 業務委託の視点

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条第1項第1号から第5号に基づき、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。

令和8年度に行う計画の改定の準備段階として、国・県の動向や現状、現行データ等を的確に把握し、新計画骨子案の検討・作成を行う。

業務の中心となる地域福祉に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）については、令和4年度に実施しているアンケート調査の内容等を踏

まえ、経年変化の分析を行うとともに、藤沢市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の意見や現行計画の状況、本市の方針等を踏まえた新たな視点も加味しながら実施し、分析を行う。

調査②については、これまでに藤沢市が独自に行ってきた「藤沢型地域包括ケアシステム」の取組に対する評価・検証にあたり新たに調査を行うもので、委託者と協議の上、藤沢型地域包括ケアシステム推進会議（以下「CS会議」という。）の意見や本市の方針等を踏まえて、調査の設計、実施、集計・分析を行う。

また、これらの基礎資料の分析及びアンケート調査書の作成だけではなく、基礎資料の内容や国・県の動向、アンケート調査により把握した地域性や独自性及び委員会の意見等を踏まえ、現行計画見直しの要点を整理する。あわせて藤沢型地域包括ケアシステムの進捗管理については、地域福祉計画と一体的な進捗管理を行っていく観点を踏まえるとともに、重層的支援体制整備事業実施計画との関連等を含め、改定案の骨子の検討・作成を一連の業務として実施する。

3 業務委託の条件

国・県の動向や現状等の把握、委員会の意見収集等、アンケート調査、ヒアリング調査等及び現行計画の見直し案の検討・作成を一体の業務とするとともに、令和8年度中に実施する現行計画の改定業務を見据えること及び現行計画、藤沢型地域包括ケアシステム及び重層的支援体制整備事業実施計画との整合についてまとめるなど、企画提案を行うこと。

4 業務の内容

(1) 情報収集等

受託者は、藤沢市地域福祉施策及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する動向を把握するため、国、県、近隣市町村及び社会福祉協議会などの関連する計画及び施策等に関する情報の収集・整理を行い、委員会等で使用する資料として取りまとめる。

(2) 市民アンケート調査の実施・集計・分析

受託者は、藤沢市地域福祉施策及び藤沢型地域包括ケアシステムの取組の現状、市民の生活実態や、意識・意向、ニーズ等を把握するため、市民アンケート調査を実施するにあたり、「6 市民アンケート調査」に記載する内容を参考とする。

なお、調査目的に対して同等以上の効果が得られる場合には、委託者と協議の上で調査に係る全体設計を変更することは妨げない。

(3) ヒアリング調査等の実施

受託者は、地域福祉の課題抽出のため、地域福祉に関連する機関・組織・活動団体や福祉課題を抱える方々に対するヒアリング調査や、市民との意見交

換等から必要な調査を実施する。

調査の実施にあたっては、藤沢市地域福祉施策及び藤沢型地域包括ケアシステムに関して一体的に行うものとし、福祉全般の知識を有する研究員等が主体となって実施する。

また、調査方法や設問内容等は委託者と十分に協議、検討する。

(4) 会議の運営支援

受託者は、委員会及びCS会議（計8回予定）の事前の資料作成について支援する。

なお、委員会には受託者も出席し、議事録の作成等の運営支援を行う。

(5) 報告書等の作成

受託者は、市民アンケート調査結果及びその分析内容をまとめた報告書及び報告書概要版の作成及び印刷を行う。

また、受託者は、社会情勢、本市の動向、アンケート調査結果、ヒアリング調査等の結果、その他の課題を整理するとともに、計画見直しに向けての方向性を整理し、市民アンケート調査報告書とは別に提出する。

それぞれ部数及び様式等については、「8 報告書等」のとおりとする。

5 業務スケジュール（調査①・調査②共通）

2025年（令和7年）

5月～6月 市民アンケート調査及び福祉関係団体ヒアリング調査の基本設計

7月～8月 第1回藤沢市地域福祉計画推進委員会／第1回藤沢型地域包括ケアシステム推進会議の開催予定
調査・分析計画の設計

8月 調査準備（対象者の抽出、名簿作成）

10月～11月 第2回藤沢市地域福祉計画推進委員会／第2回藤沢型地域包括ケアシステム推進会議の開催予定

11月 市民アンケート調査実施

11月～12月 第3回藤沢市地域福祉計画推進委員会／第3回藤沢型地域包括ケアシステム推進会議の開催予定

12月 福祉関係団体ヒアリング調査実施
アンケート調査回答のチェック、督促状の送付、集計、データ入力等

2026年（令和8年）

1月～3月 調査結果の分析、各報告書の作成

3月 第4回藤沢市地域福祉計画推進委員会／第4回藤沢型地域包括ケアシステム推進会議の開催予定

6 市民アンケート調査

藤沢市地域福祉施策に関する調査及び藤沢型地域包括ケアシステム推進に関する調査について、アンケート調査を実施するものとする。

なお、以下の調査設計は前回調査を参考にしたものであり、委託者と協議の上で調査方法・規模等を変更することは妨げない。

(1) アンケート調査の対象及び調査方法

- ア 調査対象者 藤沢市内在住の2025年(令和7年)7月31日現在で、満15歳以上の方
- イ 調査対象者数 4,000人(想定回収率は50% 2,000人とする)
- ウ 抽出方法 住民基本台帳により無作為抽出
- エ 調査方法 郵送及びWEBページ(インターネット)上での回答、回収(普通郵便、お礼状兼督促状の発送1回)
- オ 調査項目 約40問
- カ その他 謝礼なし

(2) アンケート調査の設計

受託者は、調査の設計支援を行う。設計にあたっては、委員会での意見等を踏まえ、委託者と十分に協議する。

また、受託者は、調査票確定稿作成の前に第三者の30人程度を対象に設問順序や設問内容について、対象者が回答しやすいものとなっているか調査票のプリテストにより検証を行う。

(3) 調査依頼状、調査票、WEBページ(インターネット)上による回答方法に関する文書、返信用封筒及びお礼状兼督促状の作成、印刷

- ア 受託者は、委託者と協議し、調査票に同封する依頼状(A4判片面1枚)の文面を作成した後、必要部数を印刷する。封筒には視覚障がいのある人にも確認ができるように点字シールを張ること。
- イ 調査票の用紙は、A4判(両面印刷)で16枚程度、設問数40問程度のものとし、必要部数を印刷する。
- ウ WEBページ(インターネット)上による回答方法に関する文書には、文面にURL及びQRコードを記載し、必要部数を印刷する。
- エ 受託者は、委託者が支給する送付用封筒[定形外封筒(角2)]に必要事項を印刷する。
また、返信用封筒[定型内封筒(長3)]及びお礼状兼督促状については、必要部数の作成及び印刷を行う。なお、郵送に関する費用については、受託者が負担する。
- オ 受託者は、調査票作成に際しては、ユニバーサルデザインフォントを使用するなど可能な限り読みやすいフォントを使用すること。
- カ 受託者は、障がいの有無に限らず調査票に回答できるように、パソコン上で音声化が可能となり、かつ音声化したときにアンケートとしてわかり

やすい調査票を準備し、必要に応じて委託者に資料を渡すこと。

(4) WEBページ（インターネット）上での回答に関する設計

- ア 受託者は、調査対象者が郵送に代わりインターネット経由でも回答できるように、調査票と同内容のWEBページを作成し、回収する。
- イ WEBページは次の要件を満たすものとする。
 - (ア) 調査対象者の個人情報の漏えいやプライバシー侵害の発生を防止すること。
 - (イ) セキュリティを確保し、ウイルス等の感染を防止すること。
 - (ウ) 複数回答やデータ改ざん等の不正行為を防止すること。
- ウ WEBページはパソコンのほかに、スマートフォンやタブレット端末からも回答ができるようにすること。
- エ サーバー等は受託者が用意したものを使用すること。
- オ WEBページでの回答にあたっては、回答中に一時保存ができるようにすること。
- カ 調査票にID等のナンバーを印刷するなどの方法により、郵送による回答とWEBページでの回答による同一者から重複回答の有無を識別できるようにする。
- キ WEBページによる回答の回収に要する費用（WEBページの作成、管理）は受託者の負担とする。

(5) 調査票等の発送及び回収

- ア 調査票等の発送及び返信用封筒の料金受取人払いの申請手続きは委託者が行う。
- イ 調査票の回収先は藤沢市役所（地域共生社会推進室）とし、締め切り後に受託者に引き渡す。

(6) 回収した調査票データの入力・集計・分析

- ア 受託者は、開封、点検及びデータ入力を行う。自由回答についても文字入力し、内容を整理する。
- イ 受託者は郵送による回答とWEBページでの回答による同一者からの重複回答の有無を確認する。回答が重複していた場合は、委託者との協議により、いずれか一方を有効な回答として取り扱い、必要に応じて無効とされた回答から回答内容を補充することも可とする。
- ウ 受託者は、集計計画表を作成し、委託者と協議した上で、単純集計、クロス集計を行い、データを分析する。分析結果について、グラフや表を駆使し、報告書原稿を作成する。校正は最低2回以上行うものとし、「8 報告書等」に示す成果品として納品する。

7 業務の期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日まで

8 報告書等

藤沢市地域福祉に関する調査業務・地域包括ケアシステム推進に関する調査業務についてそれぞれ下記事項を行うこととする。(調査①・調査②共通)

(1) 成果品

- ア 市民アンケート調査報告書冊子：100部 [仕様 A4判簡易製本、表紙：レザック、本文：単色の再生紙150頁程度]
- イ 市民アンケート調査報告書概要版冊子：250部 [仕様 A4判簡易製本、表紙・本文：単色の再生紙20頁程度]
- ウ 計画見直しに向けた課題及び方向性検討報告書：1部 [仕様 A4判簡易製本、表紙・本文：単色の再生紙50頁程度]
- エ 調査結果データ：1式 [磁気記録媒体ローデータ、集計表(単純集計表、クロス集計表)、報告書原稿(概要版含む)、ヒアリング調査結果を含む]
- オ 回収した調査票：1式

(2) 次期計画の骨子案の作成

調査結果に基づき、次期計画の策定に向け、現行計画の見直しの要点整理及び改善提案、並びに今後の藤沢型地域包括ケアシステムを踏まえた次期計画の骨子の検討及び作成を行うこと。

(3) その他

成果品については、すべて委託者に帰属し、委託者の承諾を得ずに他に公表したり、貸与したりしてはならない。

9 指示事項

- (1) 受託者は、業務等の従事者のうちから責任者を1名選び、常に従事者の監督に当たらなければならない。
- (2) 受託者は、委託者と打ち合わせを行った後は、打ち合わせで決定した事項を整理した記録を作成し、提出しなければならない。
- (3) 事業の実施により取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産を取得しないこと。なお、価格が50万円未満であっても、レンタル又はリースで対応することを原則とする。
- (4) 受託者が業務を遂行するうえで、本市の資料が必要な場合は、資料借用書(借用資料名、冊数、借用期間の記載があるもの)を作成し、提出しなければならない。
- (5) 電子媒体の提出に際しては、必ず、提出前にウイルス対策ソフトで感染の有無をチェックしたうえで、市の指定する書式(ウイルス検査済証)とともに提出しなければならない。
- (6) 受託者は、別紙「データの保護及び機密の保持等に関する仕様書」に規定する責務を履行しなければならない。

- (7) 受託者は、藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第3章の各取組項目を実施するよう努めること。
- (8) 受託者及び業務等の従事者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (9) 受託者は、調査業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

10 その他

- (1) 令和8年度中に行う現行計画の改定については、令和7年度の業務受託実績が良好である場合、本業務と継続性がある委託業務を締結する場合がある。
- (2) 本仕様に定めのない事項については、地域共生社会推進室と十分協議し、実施の可否について検討を行う。
- (3) 契約金額に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日における消費税法及び地方税法の税率を適用する。

以 上